



international council on archives
conseil international des archives

INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES

COMMITTEE ON BEST PRACTICES AND STANDARDS
WORKING GROUP ON ACCESS

日本語版試訳

ICA アーカイブの利用の原則

Principles of Access to Archives

Adopted by the AGM on August 24, 2012

～2012年 東京大学大学院情報学環 授業「アーカイブの世界」の記録～

監修 小川 千代子
翻訳 関根 真紀
足立 諒子
上田 雄太

発行 国際資料研究所

日本語版試訳 ICAアーカイブの利用の原則

目 次

日本語版への序文.....	4
序文.....	7
はじめに.....	1 1
ICAアーカイブの利用の原則	1 4
用語解説.....	2 2
著者紹介.....	2 4

「アーカイブの利用の原則」 日本語版試訳への序文

本書作成の背景

本書は I C A が 2012 年大会で採択した「アーカイブの利用の原則」 Principles of Access to Archives¹ (以下ここでは「原則」と記す) の日本語版試訳である。2012 年度東京大学大学院情報学環学際情報学府で筆者が担当する授業、「文化・人間情報学特論 III」、講義タイトル「アーカイブの世界」の参加者による学習と研究の成果をまとめたものである。授業「アーカイブの世界」は、冬学期開講であり、十月第二週から翌 2013 年 1 月末まで、15 回の授業を行った。この 15 回の授業のうち、後半の 8 回を、本書の英文読解と試訳原稿作成に充てた。授業の参加者は関根真紀 (学際情報学府修士 2 年)、足立諒子 (教育学研究科総合教育学専攻教育社会科学専修生涯学習基盤経営コース修士課程 1 年)、上田雄太 (国際資料研究所研究生) の三名であった。

ICA「アーカイブの利用の原則」とは

2012 年は四年に一度アーカイブの国際 N G O である I C A 国際文書館評議会の世界大会開催年であった。8 月下旬オーストラリアのブリスベンで第 17 回大会が開催された。

I C A は、アーカイブの世界 N G O として、これまでも、「アーキビストの倫理綱領」²(1996)、「世界アーカイブ宣言」³ (2010、ユネスコ採択は 2011) など、アーカイブの専門的な行動規範に関わる文書を取りまとめてきているが、2012 オーストラリア大会では「アーカイブの利用の原則」が採択された。その内容は、アーキビストの倫理綱領の第 6 項、第 7 項で言及されている行動規範の考え方をもとに、アーカイブ機関で利用者に対してアーカイブ資料を提供する場合の様々な制約に着眼し、利用者のニーズに可能な限り寄り添った利用提供の業務を可能にするための考え方を示したのが、この原則である。

訳出に用いた英文テキスト

2012 年 10 月時点で確認したところ、「原則」は大会に提案するための最終原稿が I C A のホームページに掲載されていた。そこで、訳出にあたってはこのテキストを用いることとした。

¹ ICA Home>Resources Centre>Toolkits, Guides, Manuals and Guidelines>Principles of Access to Archives に原則の英文テキストの PDF が掲示されている。

<http://www.ica.org/13619/toolkits-guides-manuals-and-guidelines/principles-of-access-to-archives.html> (2013-02-18 参照)

² アーキビストの倫理綱領の日本語版は全史料協、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会>資料ファイル、<http://www.jsai.jp/file/index.html#page1> (2013-02-18 参照)、日本語版 PDF バージョンは ICA>Governance>Reference Documents>ICA Code of Ethics、<http://www.ica.org/?lid=5555&bid=225> (2013-02-18 参照)

³ 世界アーカイブ宣言日本語訳は ICA Home>Governance>Universal Declaration on Archives>Text of Universal Declaration on Archives に PDF が掲示されている。 <http://www.ica.org/?lid=13325&bid=1101> (2013-02-18 参照)

訳文の作成経過と作業分担

授業「アーカイブの世界」では 2012 年 11 月後半から、英語版の最終原稿に基づき、日本語試訳の作成に着手し、12 月中にほぼ全部の試訳の作成を終えた。授業の中で、訳出された日本語が、訳者によって区々であるところや、専門知識による補強を要すると思われる部分を確認しあい、この「原則」の意図するところが日本語で読み出せるものとなるよう、努力した。

授業の最終日、2013 年 1 月 3 日には、この原則日本語版試訳を電子ファイルで作成し、国際資料研究所のホームページに掲載することを受講者と筆者で取り決めた。仕上げ作業は受講者 3 名で分担した。筆者は受講者三名の作業進行管理と、出来上がる「本」の電子的刊行を含め、「原則」の日本語版試訳を監修した。

なお、この試訳作成と電子的刊行に関しては、2013 年 1 月、ICA 事務局の指示に従い、出版担当作業部会委員長、Dr. Margaret Turner に必要な手続きについて照会した。これに対し 2 月 18 日、「日本語版を ICA のウェブサイトに掲載させて欲しい」という返事があったので、これについては筆者から快諾の意向を伝えた。同時に、本文書起草の中心人物 Dr. Trudy Peterson からは、Turner から小川宛の上記メールの CC に対して「Terrific! (スゴイ!）」の一言が届けられた。

こうして、この試訳は当初の計画通り国際資料研究所のホームページへ掲載するだけでなく、ICA のウェブサイトにも掲載される予定となった。ここに以上の経過を記録としてとどめ、併せて旧友の二人、ICA 出版物担当の Dr. Margaret Turner 及び、この「アーカイブの利用の原則」起草の中心人物であった Dr. Trudy Huskamp Peterson の厚意に深甚の感謝を表す。

2013 年 2 月 8 日 湘南海岸にて

小川 千代子
国際資料研究所 代表
東京大学大学院情報学環講師

日本語版試訳

ICA アーカイブの利用の原則

INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES

COMMITTEE ON BEST PRACTICES AND STANDARDS
WORKING GROUP ON ACCESS

Principles of Access to Archives

Adopted by the AGM on August 24, 2012

**～2012年 東京大学大学院情報学環
授業「アーカイブの世界」の記録～**

序文

アクセスとは、法的承認と検索手段の存在の両方の結果として、閲覧するために記録を入手できることである。1994年以降、国際アーカイブ評議会（ICA）はアーカイブの記述において四つの基準を発行してきた。それらの基準とは、すなわち、1994年のISAD（G）、1996年のISAAR（CPF）、2008年のISDF、2008年のISDIAHである。これらの基準は、アーカイブ入手の二つの重要な概念のうちの一つである検索手段を含んでおり、記述の手続きを変容させてきた。このアーカイブへのアクセスの原則（原則）は、アクセスのもう一つの要素、つまりアーカイブを閲覧することへの法的承認に焦点を当てる。

国際アーカイブ評議会は、長い間、アーカイブへのアクセスの問題に関心を寄せてきた。1990年代初頭のヨーロッパにおける政治的な変革の結果として、ヨーロッパのアーキビストたちは「アーカイブへのアクセスについての標準ヨーロッパ約款の概要」を開発してきた。そして、それは1997年に、エディンバラでの年次総会において、ICAの立場として採用された。しかし、この概要は、ほぼすべてが政府公文書へのアクセスに焦点を当てており、非政府文書についてはたった一つの文章しかなかった。その一つの文章とは「それが可能であるときにはいつでも、公文書へのアクセスと協力して民間のアーカイブへのアクセスの手はずを整える試みは奨励される」というものである。

あと二つのICA文書は、アーカイブの実践の要素としてアクセスの重要性を強調している。この二つの文書とは、1996年の「ICAアーキビストの倫理綱領」（以下倫理綱領）と2010年の「世界アーカイブ宣言」である。倫理綱領の原則6と原則7は以下の通りである。

6 アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない。

7 アーキビストは、公開とプライバシーの両方を尊重し、関連法令の範囲内で行動しなければならない。

世界アーカイブ宣言では、以下のことが述べられている。

事業効率、説明責任、透明性の支援のため、市民の権利の保護のため、個々人及び集合的記憶の確立のため、過去の理解のため、さらに将来の行動の方向付けのために現在を記録するために、アーカイブは必要不可欠なものであり、

アーキビストの極めて重要な役割のひとつとして、

これらの記録を利用に供すること、

を挙げ、

アーカイブを関連法令及び個人、作成者、所有者、利用者の権利を尊重しながら、何人も利用できるようにする

ために、アーキビストが一体となって働くことを誓約している。

2010年の春ICA委員会模範事例と規範についての委員会は、政府の、あるいは非政府のすべてのアーカイブへの公共アクセスのための、優れた実践の規範を展開することができるかどうか少数のアーキビストに、議論を求めた。ワーキング・グループの人々は、様々なアーカイブの流派を代表していた。そのメンバーは、アメリカ、職務団体部門のリーダーを務める Trudy Huskamp Peterson、東アジア地域支部、香港立法審議会アーカイブの Sarah Choy、ヨーロッパ地域支部 (EURBICA)、リトアニアアーカイブの Victoras Domarkas、EURBIS、オランダの記録管理コンサルタントの Chido Houbraken、ラテン・アメリカ・アーカイブ協会、ブラジル国立アーカイブの Silvia Ninita de Moura Estevao、EURBIS、フランス省庁間アーカイブ・サービスの Helene Servant、大学アーカイブと研究機関部門 (SUV)¹、オーストラリア国立大学アーカイブの Maggie Shapley である。

続く2010年5月、パリでの最初の会議で、ワーキング・グループのメンバーは、2つの原則文書を起草した。アーカイブへのアクセス原則の文書と、この原則を実行するための助言を提供する報告書である。そして、ワーキング・グループは、ワーキング・グループに参加していないが、アクセスの論点についてしばしば働きかけているICA機関の議長たちを、草案を読み、それについてコメントし、二〇一一年二月パリにおける原則についての協議会に参加するように招聘した。この“諮問委員会”には、ビジネスと労働のアーカイブ部門を代表する Didier Bondue、西アフリカ支部の Fatoumatta Cisse、教会と宗教団体のアーカイブ部門の Kim Eberhead、アラブ地域支部の Soufi Fouad、地方、地方自治体と地域のアーカイブ部門の Deborah Jenkins、国際組織部門の Jan Lohman、東および南アフリカ地方支部の Ivan Murambia、国会と政党のアーカイブのための部門の Gunther Schefbeck、そして文学と芸術のアーカイブ部門の David Sutton がいた。諮問委員会は、ICAが一連のアーカイブ原則を採択することに賛成し、2つの原則文書の文章に多数の提案をした。

ワーキング・グループは2つの文書を書き直し、それらを諮問委員会で回覧させ、再び文書を編集した。改訂された原則は、それについての一般討論のための計画とスケジュールとともに、2010年3月の会議で、ICA理事会によって検討された。理事会は、協議のための計画とスケジュールを採用した。

アクセスは利用者グループにとって大きな関心事であるので、その計画は利用者グループや協同の組織と草案を共有し、コメントを求めるものになっていた。理事会はまた、表明された意見を考慮に入れて見直すという原則についてコメントした。

この原則は、一般のコメントを求めて二〇一一年八月に公開された。コメント期間は、2012年2月の始めに締め切られた。ICAのウェブサイトに草案を投稿することと、2012年1月にコメント期間がまだ開放されているという旨のお知らせのメールに加え、同類の団体や研究中心の協会など、二ダース余の組織に向けて、コメントへの招待案内が送られた。27のコメントが受け取られた。5つは国のアーカイブから来たものだった(ベルギー、カナダ、イタリア、パラグアイ、そしてイギリス)。2つは、アメリカ・アーキビスト学会内のグループから来たものだった。2つは同類の団体(国際図書館連盟)から来たもので、さらに、イタリア・アーカイブ総会のコメントに組み込まれる形で、現代イタリア歴史学者協会からの文書も届いた。ひとつは、ICAの一部門から来たものだった(SUV)。1つはアフリカの11人の歴史学者のグループから来たものだった。残りは、アルゼンチン、オーストラリア、フランス、スペイン、スイス、アメリカ、そしてジンバブエの、個人のアーキビストからのもので、彼らは(様々なレベルの)政府のアーカイブや大学で働くアーキビストを代表していた。また、国や機関を特定できないコメント提供者も何件かあった。

続いて、コメント期間が締め切れ、ワーキング・グループは全てのコメントと改訂された草案を読んだ。この時点で、ワーキング・グループは、一部の読み手に混乱を生じさせる原則に技術ガイドラインを添付することを決めた。そして、ワーキング・グループは、原則が採択された後に、独立した支援文書として技術ガイドラインを発行することを提言した。改訂された草案は、2012年春の会議での検討のために理事会に送られた。プログラム委員会と会議中の理事会のメンバーによるコメントは、ワーキング・グループと共有され、更なる改訂がなされた。

アーカイブへのアクセスの原則は、10の原則から構成されており、それぞれの原則に解説がついている。原則と解説はともに、実務の文書の構成要素となっている。この原則には、短い用語集が付録されている。

ワーキング・グループのメンバーは、ほとんどの政府と多くの機関がアクセス運用の豊かな歴史を持っていることを認識している。これらのアーカイブ機関にとって、この実務の文書は、現行の処理を補うもので、アーキビストが、当該機関の実践を、外部の基準と対照して査定し、適切に強化することを可能にする。アクセス実践が弱い、または議論の余地がある機関において、実務の文書は、その過程を見直し、改訂するガイドラインを提供する。ワーキング・グループのメンバーは、原則が実践の強固な文書であり、アーカイブの職務に恩恵をもたらすと信じている。

このメンバーは個人の専門家としての立場でワーキング・グループに従事したことに注意されたい。
ここでの専門家としての意見は、メンバーが雇用されてしたり提携したりしている政府機関、機関や組織の公式方針や視点を必ずしも反映しているものではない。

はじめに

アーカイブは、現代と次世代の利用のために保存されている。アクセス・サービスは、アーカイブと公衆とを結び付ける。アクセス・サービスは、機関とその機関の所蔵資料に関する情報を利用者に提供することであり、それは公衆がアーカイブの管理者と彼らが提供するサービスを信頼するかどうかに影響を与える。アーキビストは、情報公開の文化を支援するが、法律、その他の権限、倫理、寄贈者が求める条件による制約を受け入れる。

アクセス制限が避けられない場合、その制約は、明確に範囲と期間を限定したものでなければならない。アーキビストは、責任ある関係者が明確な権限とアクセスのための一貫したルールを策定することを推奨するが、明確なガイドラインが存在しない場合、アーキビストは、職業倫理、平等と公平、及び法的要件を考慮した適切なアクセスを提供する。アーキビストは、アクセスに関する制限が公正かつ合理的に適用され、アクセスが制限されているアーカイブへの不正なアクセスを防止し、また、制約を監視し、不必要な制限は速やかに取り除くことにより、可能な限り広範なアーカイブ利用を保証する。

アーキビストは、アクセス・ポリシーの策定と実施に関し、アーカイブの利用の原則に準拠するものとする。

アーカイブの利用の原則の目的

アーカイブの利用の原則は、既存のアクセス・ポリシーと実務、既存のアクセス・ルールを変更するときに使用するフレームワークを測定する為に、権威ある国際的な規準をアーキビストに提供する。

アーカイブの利用の原則の範囲

アーカイブの利用の原則は、アーカイブ、及びそれらに関する情報へのアクセスの提供であり、公衆によるアクセスの権利とアーキビストの責任の両方を含んでいる。

この原則は、アクセスの管理には、当該アーカイブに含まれる情報に基づいてアクセスを制限する必要があるかもしれないことを認める。

この原則は、国によっては法律が規定するアクセス・ルールと相互に一致していないことを認める。これは政府管理下のアーカイブを含む法律と非政府の民間に関係するアーカイブを含む法律の両方に該当する。アーキビストは、この原則とアクセス法を一致させるため、政府や議会、裁判所を積極的に後押しする。

この原則は、政府及び非政府アーカイブ資料の両方に適用される。公共アーカイブと民間アーカイブでは、異なる原則を実行するかもしれない。

この原則は、アーカイブが発生する事務所に保管されている場合、すぐに公衆の利用が可能となるように、アーキビストが、永久に価値あるアーカイブ資料のアーカイブ保管場所への移管を確実に行う事に、積極的に関与することを前提としている。

この原則では、一般的なレファレンスサービス業務や出納業務などの標準的なサービスの提供の基準を含んではいない。また、この原則は実行するために必要とされる資金の問題は取り扱わない。

著作権法に従って、著作権で保護されたものへのアクセスは許され、コピーを作成することができるので、この原則では著作権問題は取り扱わない。

この原則では、摩耗を防ぐためにオリジナル資料への物理的なアクセスの制限を必要とするかもしれないことを認めつつ、なおアーキビストは、そのアイテムが包含する情報を使用可能とするものである。

アーカイブの利用の原則は、原則と解説の両方で構成されているので、この原則の各項目には、解説が付属されている。

アーカイブの利用の原則の実行責任

*アーカイブを保管する機関は、その機関における既存のアクセス・ポリシーと採用している理念や原則を比較して、保護中のアーカイブへのアクセスの為に専門ガイドとして、この原則を採用することが推奨される。

この原則を実行するための主要な責任は、管理事務担当者、アーキビスト、寄贈者、及びその記録をアーカイブの保管場所に移管する機関の職員によって共有される。

*アーカイブ機関またはその親機関内の人々は、アクセス・プログラムのためのリーダーシップの責任と説明責任を持たなければならない。その職員及び各部署には、適時情報を公開し、またその情報の安全な保護の両方を保証する十分な権限を与えるべきである。

親機関の幹部は、アーカイブ機関のアクセス・プログラムを支援し、それに十分な資金調達を供給し、その職員が専門的な訓練や利用者にとって最善の利益をもたらす職務を行うための支援をすることを保証する責任がある。

*アーキビストは、アクセス・コントロール・システムのデザイン、設計、実装、保守の責任を負う。全ての職員は、アクセスの基本原則、制限された情報の安全な取扱いの必要性、承認されたプロセスを

経て公表されていない限り、情報を公開しない責任があるということを理解しなければならない。アクセス上の意思決定プロセスに参加するアーキビストは、研究者（利用者）の要求と同じく、適切な立法行為及びアクセスの実践についてよく理解する必要がある。アーキビストは、新人職員に対し、この業務を担当する上で必要となるアクセス・プログラムの操作の訓練を行う。

* 寄贈者とアーカイブ機関のアーカイブ保管場所に移管する機関の職員は、アーカイブはアクセスするために保存されていることを認識する。特定の情報が一定期間、公の場での公開が控えられた制限される期間を明確に述べなければならない。機関の担当者と寄贈者は協力と信頼の精神でアーキビストと交渉する。

* アクセス・プログラムのサポートチームは、法律家、コンピュータとセキュリティの専門家、機密解除のスペシャリストから構成される。法律家は、アーカイブ管理の基本原則を理解し、アーカイブ管理の基本原則が適切な法的枠組みの範囲内で、利用者の要求とのバランスを取りながら、アーカイブ機関をサポートする必要がある。コンピュータシステム管理者は、全ての文書に利用請求があった時、アーキビストと利用者にとって、正確かつ利用可能であることと共に、利用制限がある資料が、不正にアクセスされることがないように保護されることを保証する責任がある。セキュリティの専門家は、制限された資料が保持保管される場所については、特別な警戒を行ない、アーカイブ・ストレージ・エリアへのアクセスを監視する責任がある。機密解除のスペシャリストは、例えば、文書の作成原局の担当者などがこれに該当する。豊富な知識をもとに時宜にかなった機密解除の検討を行わなければならない。

注:この原則においては、「アーカイブ」の語は、アーカイブ機関自体というよりは、アーカイブ機関の所蔵資料の意味で用いられている。

ICA アーカイブの利用の原則

1 市民は公共団体のアーカイブへアクセスする権利を保有する。公衆と民間団体は可能な限りアーカイブを公開するべきである。

政府のアーカイブにアクセスすることは情報に基づく社会にとって肝要である。民主主義、説明責任、良い統治そして市民の誓約は、個人が、国立、自治地域、地方自治体、公共団体、政府間機関、あらゆる組織そしてあらゆる合法的すなわち公的資金によって公的機能を遂行し、活動する自然人のアーカイブにアクセスする、法的保証を必要とする。公共団体の全てのアーカイブは、法律に基づいた特例以外は、市民に公開されている。

公共であろうと民間であろうと、私的なアーカイブを収蔵する機関は、特定の法律制定、法的要請、またはこの責任に規制をしない限り、外部の利用者に私的なアーカイブを公開する法的義務を負わない。しかしながら、多くの私的なアーカイブは、アイデアを生み出したり開発を支援したりするのと同様に、社会、経済、宗教、地域、そして個人歴にとって、重要な価値を有する組織の記録、個人の私文書を収蔵している。私的な機関で働いていてそしてその機関のアーカイブを管理しているアーキビストは、特にもし収蔵資料が権利を保護することを守り、公共の利益のためになるならば、そのアーカイブへの公的なアクセスを提供することを機関に奨励する。機関のアーカイブを公開するということはその機関の透明性と信頼性を維持するのを助け、その機関の比類のない歴史と社会への貢献の公衆の理解を向上させ、その機関が公益のために情報を共有することの社会的責任を果たすのを助け、その機関のイメージが向上することを、アーキビストは重視する。

2 アーカイブを所蔵する機関は、非公開資料の存在も含めて、アーカイブの存在を明らかにする。また、アーカイブへのアクセスに影響する制限の存在を公開する。

利用者は、彼らに関心を持つ資料を持つアーカイブ機関を見つけることができなければならない。アーキビストは、無償で当該機関や機関が所蔵するアーカイブの基本的な情報を提供する。彼らは、機関の法的権能、方針、規則に従って、公衆に所蔵物の利用についての一般的な規則を知らせる。彼らは、彼らのアーカイブについての記述が最新のものであり、正確で、円滑なアクセスのために国際記述基準に従っていることを保証する。アーキビストは、最新版がない場合、アーカイブの記述草稿を利用者と共有しなければならない。これはアーカイブの安全またはアクセスへの必要な制限を脅かすものではない。

アーカイブのすべての部分を公開アクセスにしている機関は、アクセス・ポリシーを発行する。アーキビストは、公開を前提として始める。もしアクセス制限が必要な場合は、アーキビストは、公衆が理解できるように、また彼らのアプリケーションの一貫性を向上させるために、それらの制限が明確に書かれることを保証する。

利用者には、たとえそれが利用を差し控えられていたり、破損したりしていても、特定のシリーズ、ファイル、アイテムまたはアイテムの一部のいずれをも知る権利がある。アーキビストは、正確な記述と受入取り消しシートや電子マーカーの挿入を通して、非公開アーカイブが存在するという事実を公開する。アーキビストは、制限の理由、その資料が見直される、または、アクセス可能になる期日を含め、その記述が、秘密の保持に関わったり、拘束力を持つ法律や規則を侵害したりしない限り、制限された資料についてできるだけ多くの情報を提供する。

3 機関の収蔵資料アーカイブはアクセスのために先回りしたアプローチを採用する

アーキビストはアーカイブへのアクセスを推進するためにプロフェッショナルな責任を有している。アーキビストは、インターネットやウェブベースの出版物、印刷物、公開講座、商業媒体そして教育や普及（アウトリーチ）活動といった様々な手段を通じてアーカイブスについての情報を伝える。アーキビストは絶えずコミュニケーション技術の変化に注意を払い、アーカイブの知識を促進するために利用可能で実用できなそれらを使用する。アーキビストは、所在登録の準備や、ガイド、アーカイブのポータル、利用者がアーカイブを探すのを助けるための玄関口であるために他のアーキビストや機関と協力する。アーキビストは、公衆の幅広い興味に対して、印刷出版物、デジタル化、機関のウェブサイトへの投稿、または外部の出版企画への協力によって、収蔵資料のアクセスを積極的に提供する。アーキビストはどのようにアーカイブが公刊されるか決定するとき利用者の要求を考慮する。

4 アーカイブを所蔵する機関は、アクセス制限が明確で期間が決まっていること、適切な法律に基づいていること、プライバシーの権利を認め、私的資料の持ち主の権利を尊重することを保証する。

アーキビストは、アーカイブへの可能な限り幅広いアクセスを提供するが、彼らはいくらかの制限の必要を認め、受け入れる。制限は、法律や機関の方針、アーカイブ機関とその親機関、またその原蔵者のいずれかによって課せられる。アーキビストは、制限とそれらの理由が一般の人たちにとって明らかになるように、アクセス・ポリシーや機関の規則が公開されることを保証する。

アーキビストは、法律によって課せられたり、その時の非公開の利益よりも合法の私益や公益が特に

害が上回る特定の場合に、制限の範囲を狭くしようと努める。制限は、特定の期間や、個人の死亡など特定の状況になるまでの間など、限られた期間に課せられる。

一般制限は、全てのアーカイブの所蔵物に適用される。機関の性質に応じて適切に、これらは個人情報とプライバシーの保護、安全、調査または法執行情報、商売上の秘密、国家安全保障を対象とする。一般制限の範囲と期間は明確でなくてはならない。

特別制限は、指定されたアーカイブ機関にのみ適用される。それらは、限られた期間に適用される。特別制限の明確な文書は、指定された資料の公的なアーカイブの記述に含められる。

寄贈された記録と個人的な書類へのアクセスは、寄贈品の捺印証書、遺言や手紙の交換など、譲渡の法律文書によって成立した状況によって制限される。アーキビストは、明確で、期限があり、公正な条件に基づいて管理されうる、原蔵者のアクセスの制限を協議し、受け入れる。

5 アーカイブは同等で公平な条件で提供される

アーキビストは、差別なしに公正、公平そしてタイムリーなアーカイブへのアクセスを提供する。多くの異なるカテゴリーの人がアーカイブを利用し、アクセスの規則は利用者のカテゴリーの間で差別化されるかもしれない。(例えば、一般人、生みの親の情報を探している養子、病院の記録から統計の情報を探している医学研究者、人権侵害の被害者など)アクセスの規則は差別なしにそれぞれのカテゴリーの中で全ての人に平等に適用される。非公開のアイテムが再調査されアクセスされるとき、同様の条件と状態で全ての公衆のメンバーにとってそのアイテムが入手可能であり、一般社会のメンバーにとってしかるべきである。

アクセスの決定は、アクセス請求を受け取った時から可能な限り迅速になされなければならない。アーカイブの機関に移管する前に公衆へ非公開だった公共団体の記録は、非合法又は許可の無い手段を通して公にされたもの以外は、その内容や、形態、年代に関わらず、それらが移管された後はアクセス可能な状態になる。もしアイテムの情報の一部分だけが出版されていたり、すぐに公開可能になったりする場合は、公開された情報へのアクセスは移管の後公開されたままである。すなわち、未公開の情報は一般のアクセスの規則と手続きの対象である。アーキビストは、責任をもって記録を公開することに法的そして規制措置を奨励し、そして、資料の再非公開化や破棄命令のいずれによってでも、すでに公開された情報を非公開とする企てを支援してはならない。

アーカイブ資料を収蔵する民間機関は利用者に平等にアクセスを提供する。しかしながら、寄贈者の同意の存在と、機関の安全上の必要性、そして関連した制約はアーキビストに対して研究員の間で区別をつくることを要求するかもしれない。選択的アクセスを決定するための民間機関によって利用される基準はその公共アクセスの規則に述べられている、そしてアーキビストは出来る限りこれらの例外を減らすことを彼らの機関に奨励する。

6 アーカイブを所蔵する機関は、たとえ一般の人々には公開されていないアーカイブであっても、国際法の下で、深刻な犯罪の被害者が、彼らの人権を主張するために必要な証拠を提供するアーカイブや、それらを侵害する文書にアクセスすることを、保証する。

国際連合人権高等弁務官事務所の不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則(2005)は、国際法の下で、深刻な犯罪の被害者がその侵害について真実を知る権利を有していると宣言している。この原則は、真実を知り、人権侵害の責任を相手に負わせ、賠償を要求し、人権侵害に備えて防衛することにおいて、アーカイブにアクセスすることが、極めて重要な役割を果たすと強調している。この原則は、それぞれの人が、自分の名前が国のアーカイブに載っているかどうか知る権利があり、もし載っていれば、その名前が含まれているファイルが調査利用のために要求されたときにいつでも入手できるようにアーキビストによって準備される文書を、アーカイブ機関に提出することによって、その情報の正当性に意義を唱えることができる権利があると述べている。

アーカイブ機関は、人権を守るため、また国際法の下で深刻な犯罪が起きたときに、人権の侵害に異議を唱えるために必要な証拠を入手し、保持する。たとえそのアーカイブが一般公衆には公開されていないものであっても、人権の目的でアーカイブへのアクセスを求める人は、関係するアーカイブへのアクセスが与えられる。人権の目的のためのアクセスへの権利は、公的なアーカイブに適用される。また、可能な範囲内で、私的なアーカイブにも適用される。

7 利用者は アクセス拒否の不服申し立てをする権利を保有する

それぞれのアーカイブの機関は最初のアクセス拒否の不服申し立てのための明白な指針と手続きがある。アーカイブへのアクセスの要求が拒否されたとき、その拒否の理由は即座に希望者に書面で明白に述べられ、伝えられる。アクセス拒否をされた利用者は不服申し立ての権利と、不服申し立ての提出の手続きと、もしあれば、その期限についての情報が提供される。

公衆のアーカイブにとって、例えば第一に内部面接、第二に独立した公平な法律によって設立された機関への不服申し立てといった、いくつかのレベルの不服申し立てが存在する。公衆でないアーカイブ

のための不服申し立てのプロセスは内部かもしれない、しかし同じように一般的なアプローチに従うべきである。

第一の拒否に加わるアーキビストは、検討する機関にその件に関する情報を提供するが、不服申し立ての意思決定に加わってはならない。

8 アーカイブを所蔵する機関は、操業制約がアーカイブへのアクセスを妨げないことを保証する。

アーカイブ記録への平等な権利は、単に平等の扱っただけでなく、アーカイブからの利益への平等な権利をも含む。

アーキビストは、現在の、そして潜在的な調査者の両方の需要を理解し、この理解を、これらの需要を満たし、アクセスの取り扱い上の制約を最小限にする方針やサービスを発展させるために利用する。特に、アーキビストは、アーカイブを利用するにあたって、身体の不自由な人、読み書きのできない人、または不利な環境にある人、そして他に何か特に困難を持つ人を支援する。

公的なアーカイブ機関は、アーカイブで調査をしたい人に、入場料を課さない。民間のアーカイブ機関が入場料を課すときは、利用者の支払い能力を考慮しなければならない。そして、課せられた料金が、アーカイブの利用のさまたげになってはならない。

利用者は、アーカイブ機関を訪れる場合と、離れた場所に住んでいる場合のいずれにしても、アーカイブ機関の技術的能力の範囲内で、アーカイブのさまざまな形式のコピーを入手できる。機関は求められたコピーサービスに対し、適正な料金を課すこともある。

アーカイブの部分的な公開は、ファイルやアイテム全体が公開できないときにアクセスを提供する手段である。アーカイブのアイテムが、2、3の文や、限られたページに、公にできない情報を含んでいる場合、その情報は伏せられ、そのアイテムの残りが公的なアクセスに公開される。実践可能な範囲でできるだけ、アーキビストは、処理を行う人手が必要という理由で、アーカイブの処理を拒否しない。しかし、要求されたアイテムやファイルが処理によって誤解を招きやすいものになったり、理解不能なものになったりする場合、アーキビストは処理せず、資料は非公開のままとなる。

9 アーキビストは全ての非公開アーカイブにアクセスすることができ、それらに必要なアーカイブの仕事を執り行う。

アーキビストは、保管において、それらの知られている制限の理由と存在を分析し、保存し、配列し、説明するために全ての非公開アーカイブにアクセスすることができる。このアーカイブの仕事は、意図的にまたは不注意に忘れられたり破棄されたりすることからアーカイブを防ぎ、アーカイブの完全性を保証するのを助ける。非公開アーカイブの保存と記述はアーカイブの機関とアーカイブの専門性において公衆の信頼を推進する。そのために、人々に非公開資料の存在とその一般的性質を辿ることそして彼らがいつどのようにアクセス可能になるかを知ることが、アーキビストが支援することを可能にする。もし非公開アーカイブが国家安全保証に分類し、またはその他の特別な許可手続きを必要とする制限があるならば、アーキビストはアクセスを得るために必要な許可手続きに従う。

10 アーキビストはアクセスの意思決定の過程に参加する

アーキビストは、起こりうる公開のために、現行のアクセス規制、ガイドライン、模範事例に従って、機関が、アクセス・ポリシー、手続き、アーカイブの見直しを確立するのを支援する。アーキビストは、基本的な枠組みと規制の解釈を決定するにあたり、法律家や他のパートナーと連携する。そして、アーキビストは実行する。アーキビストは、アーカイブ資料、アクセス制限、利害関係者の需要と要求、アーカイブが関係する主題についての既知情報を知っており、その知識をアクセスの決定の際に利用する。アーキビストは、機関が詳細な情報を得た上での決断と、一貫性のある、合理的な成果を挙げられるよう支援する。

アーキビストは、アーカイブを見直し、適切でなくなった制限を取り除き、制限を監視する。

用語解説

Access. アクセス、閲覧、利用

法的承認と検索手段の存在の双方の結果として、記録/アーカイブを調査のために入手できること。

Confidentiality. 機密保持

ある情報および/または記録に付随するプライバシーや秘密の品質や権利、そしてそのためにアクセスを制限すること。

Data protection. 個人情報保護

個人的なデータを、収集すること、保存すること、機械可読な形態で機械的に処理すること、そのようなデータを公開することに関して、個人の権利を法的に守ること。

Declassification. 機密解除

情報または記録の機密制限を解除すること。

Deed. 捺印証書

多くの国において公証人の前で作成され、封印された文書。それが公表されると、法的な処分や二者間の合意に影響を与える。

Deposit. 寄託、寄託資料

法的所有権の譲渡なしに、文書をアーカイブの管理下に置くこと。

Donor. 寄贈元

寄贈品のもとの所蔵者(機関含む)。

File. ファイル

同じ主題、活動、または会議に関係するために、作成者の現行使用、もしくはアーカイブ整理の過程において、まとめられた文書の組織化された単位(フォルダ、巻など)。ファイルは、記録シリーズにおける、基本的な単位である。

Finding aid. 検索手段

アーカイブ資料の管理または知的な支配を確立する過程において、アーカイブ・サービスによって作られ、容認された、あらゆる記述、参照の手段を含む最も広義の用語。

Fond: フォン 同出所資料群

媒体の形に関わらず、制作者の活動や役割の過程で。特定の人、家族、法人によって組織的に作られ、蓄積され、使われた全ての集合としての記録

Freedom of Information: 情報公開

アーカイブにアクセスする法的権利を除外して現用の、半現用の、そして非現用の記録を含む情報にアクセスする法的権利の概念

Gift: 寄贈資料

しばしば証書または文書の贈与書によって達成される、金銭的対価なしに獲得して保有財産に加えること 受領者の唯一の財産となること。

Item: アイテム

これ以上知的に分割できない最小の単位。例えば、手紙、メモ、覚え書き、レポート、写真、音記録。

Privacy: プライバシー

個人的そして私的な問題に関する記録・アーカイブに含まれる情報が権限のない公開をされる恐れがない権利

Redaction: 公開準備処理

公衆利用のために解放される前に、書類の中の慎重に扱うべき情報を除去したり、マスキングをかけた
りする過程

Restricted access: アクセス制限

アクセス日時を決定する一般または特定の規制や、アクセスからの一般的な除外を課せられている記録/
アーカイブまたは個別の資料または特定の情報へのアクセス制限

Screening: 審査

制限されたアクセスの対象となる情報または書類の存在を決定する記録・アーカイブの審査

Security classification: 秘密指定

国家安全保障上の利益に関わる、または機密記録と呼ばれる。記録・アーカイブまたは情報に関わるア
クセスにおける制限機密情報

著者紹介

【監修】

小川 千代子（おがわ ちよこ）

東京大学大学院情報学環非常勤講師（2005～）、国際資料研究所代表
中央大学（2003～）、同大学院（2010～）、学習院大学（1996～）、東京学芸大
学（1997～）、静岡大学（1999～2006）、東京女子大学（2010～2012）、藤女子
大学（2010～）、鶴見大学（2010～）でアーカイブと記録管理を講じる。
単著に『世界のアーキビスト』（訳書、岩田書院、2008）、『電子記録のアーカ
イビング』（日外アソシエーツ、2003）、『世界の文書館』（岩田書院、2000）、
『情報公開の源流』（岩田書院、1997）など、共著に『アーカイブを学ぶ』（岩
田書院、2007）など多数。
専門分野 文書館、記録管理

【翻訳】（順不同）

関根 真紀（せきね まき）

東京大学大学院学際情報学府修士2年


足立 諒子（あだち りょうこ）

東京大学大学院教育学研究科総合教育学専攻教育社会科学専修生涯学習基盤経
コース修士課程1年

上田 雄太（うえだ ゆうた）

国際資料研究所研究生

所属、肩書きはいずれも2013年3月現在



**日本語版試訳 ICA アーカイブの利用の原則
～2012年度東京大学大学院情報学環授業「アーカイブの世界」の記録～**

発行者 国際資料研究所 www.djichiiyoko.com>repository 大学の授業成果
〒251-0045 藤沢市辻堂東海岸3-8-24

監修 小川千代子

翻訳 関根真紀・足立諒子・上田雄太

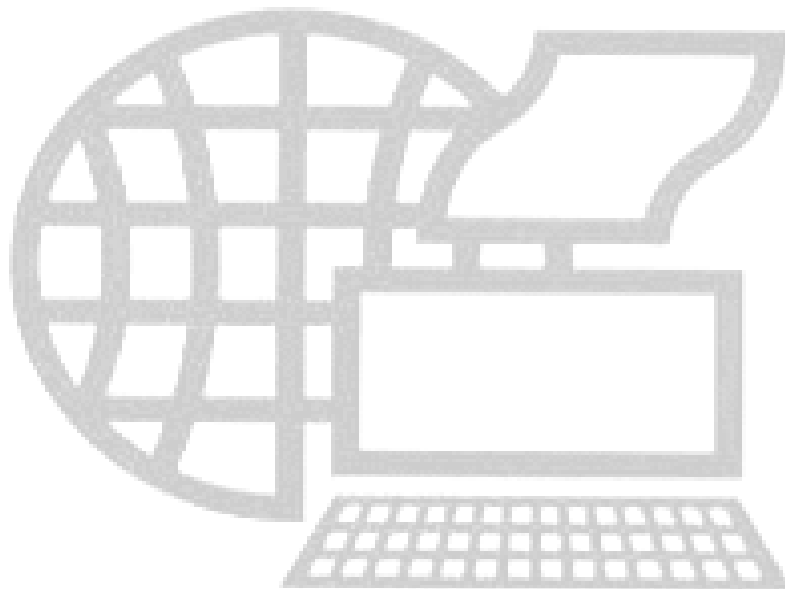
発行日 2013年3月27日

2013年1月17日 東京大学史料編纂所前

日本語版試訳 ICA アーカイブの利用の原則
～2012年度東京大学大学院情報学環授業「アーカイブの世界」の記録～

監 修 小川千代子

翻 訳 関根真紀・足立諒子・上田雄太



DJI

国際資料研究所